

事業報告書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 英和会 貝田整形外科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県諫早市東小路町12番10号
- (3) 設立認可年月日 平成元年3月22日
- (4) 設立登記年月日 平成元年3月29日

2 事業の概要

(1) 本来業務

(種類)	(施設の名称)	(開設場所)	(許可病床数)
診療所	貝田整形外科	諫早市東小路町 12番10号	一般病床 19床

(2) 附帯業務

なし

(3) 収益業務

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和5年 5月25日 令和4年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 英和会 貝田整形外科

※医療法人整理番号

所在地 諫早市東小路町 1 2 - 1 0

貸 借 対 照 表

(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	156,171	I 流 動 負 債	10,666
II 固 定 資 産	148,170	II 固 定 負 債	5,491
1 有 形 固 定 資 産	47,324	負 債 合 計	16,157
2 無 形 固 定 資 産	100,846	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産		科 目	金 額
		I 資 本 金	30,000
		II 資 本 剰 余 金	258,184
		III 利 益 剰 余 金	
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	288,184
資 産 合 計	304,341	負 債 ・ 純 資 産 合 計	304,341

様式 4 - 2

法人名 医療法人 英和会 貝田整形外科

※医療法人整理番号

所在地 諫早市東小路町 1 2 - 1 0

損 益 計 算 書
(自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	323,357
2 事業費用	322,443
本来業務事業利益	914
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	914
II 事業外収益	4,576
III 事業外費用	52
経常利益	5,438
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期利益	5,438
法人税等	577
当期利益	4,861

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 英和会 貝田整形外科

※医療法人整理番号

所在地 諫早市東小路町 1 2 - 1 0

財 産 目 録
(令和 6 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額	304, 341 千円
2. 負 債 額	16, 157 千円
3. 純 資 産 額	288, 184 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	156, 171
B 固 定 資 産	148, 170
C 資 産 合 計 (A + B)	304, 341
D 負 債 合 計	16, 157
E 純 資 産 (C - D)	288, 184

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 英和会 貝田整形外科
理事長 貝 田 勇 治 殿

私は、医療法人 英和会 貝田整形外科の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。

令和6年 5月25日

医療法人 英和会 貝田整形外科

監 事 貝 田 愛 吏 奈

